

都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金



申請のてびき

<令和2年度>



都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

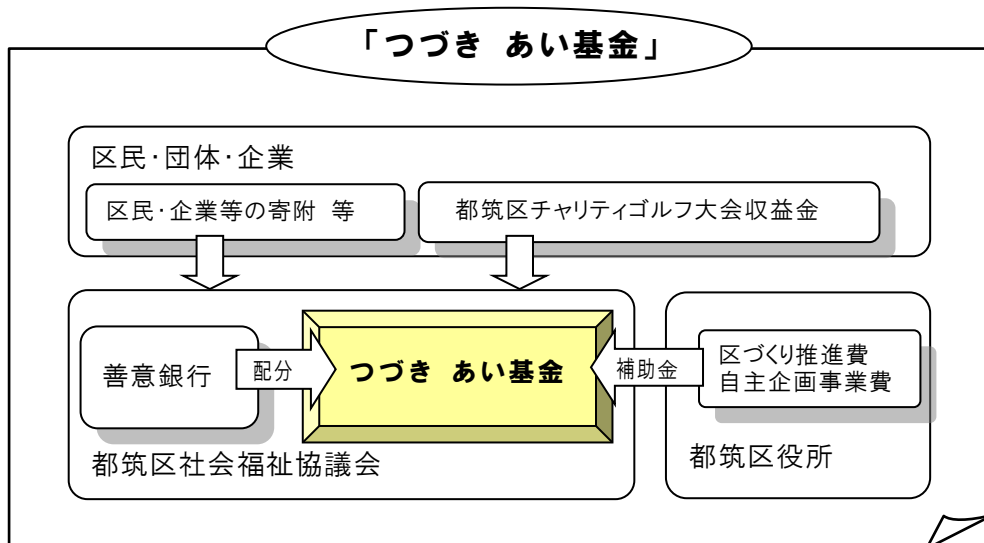
「つづき あい基金」助成金は...

この「計画」に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」を資金面からバックアップすることを目的としています。

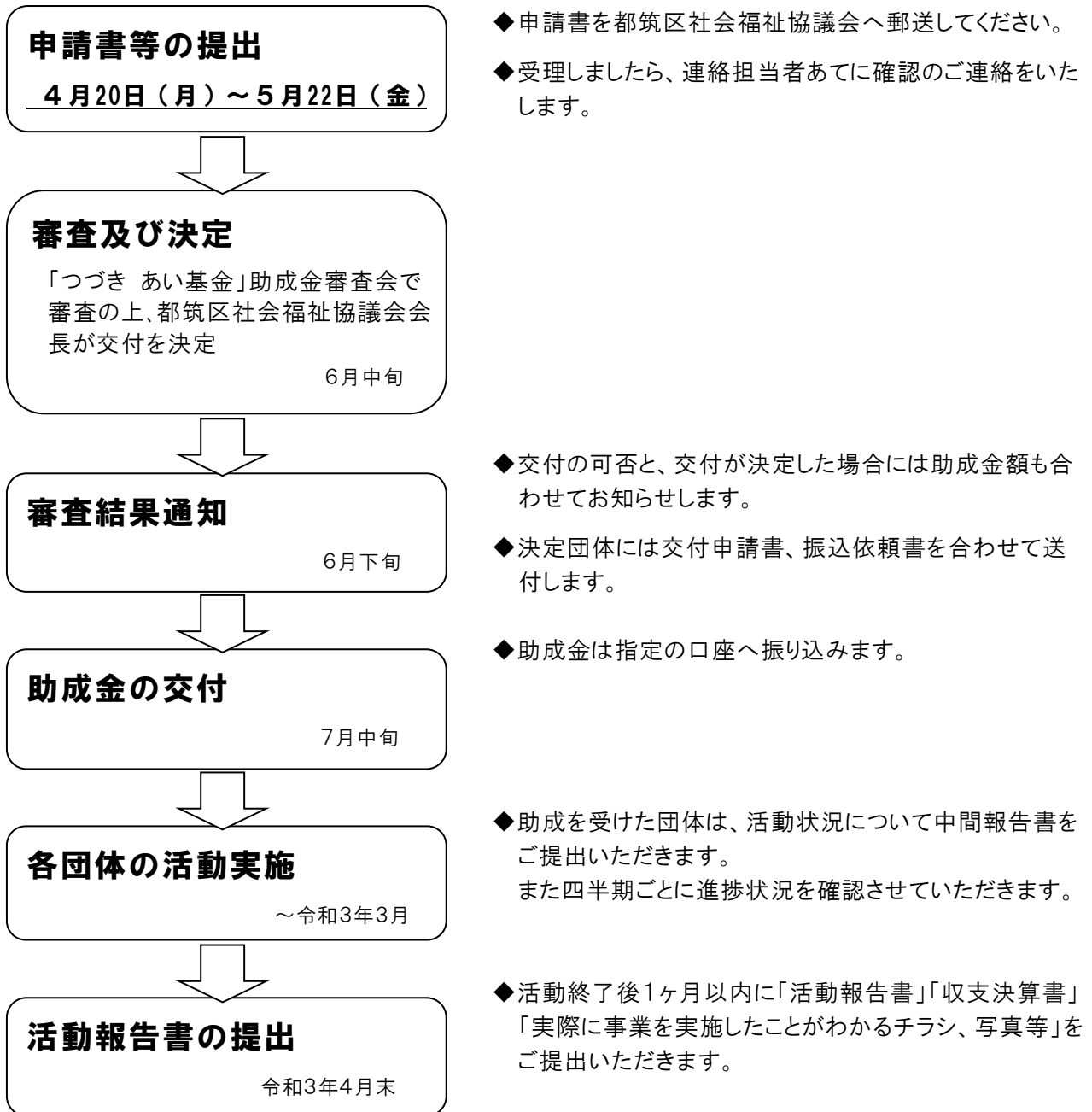
つづき あい基金とは

◆概要

「つづき あい基金」は、都筑区地域福祉保健計画の推進のために地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画のPR等を目的として、平成18年9月に設置されたものです。本基金は、都筑区チャリティーゴルフ大会の収益金を主な原資とし、区役所からの補助金、善意銀行からの配分金等で構成されています。



スケジュール（予定）



- ◆1年間の活動終了後、活動の効果や活動したことによって見えてきた課題、その後の取組（活動がどう広がっているか）など、活動成果を報告・発表いただきます。
（報告・発表方法については別途ご案内します。）

交付対象団体

- ◆次の(1)および(2)に該当する団体に対して交付を行います。
 - (1) 区内に活動の拠点を置き、区内を対象地域として活動する団体
 - (2) 「計画」にあげられた課題の解決や目標の実現に向けて取り組む団体
 - (3) 構成員が5人以上で、半数以上が都筑区に在住・在勤・在学する者であること
 - (4) 地域の様々な団体・活動と連携して活動を行うことができる団体

助成対象活動

◆ 次の(1)または(2)に該当し、「新たな取り組み」「これまでの活動の拡充」「計画を推進する取組」が対象となります。

(1) 「計画」の区計画で掲げる5つの分野ごとのいずれかの取組の推進に寄与できる活動

【区計画】	* 子ども・青少年分野の取組の推進 * 高齢者分野の取組の推進 * 障害者分野の取組の推進 * 健康づくり分野の取組の推進 * 地域福祉保健計画を推進する基盤づくり
-------	--

(2) 「計画」の地区別計画で掲げる15地区のいずれかの取組の推進に寄与できる活動

【地区別計画】	「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早渕」「都田」「池辺」 「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」 「柚木荏田南」の区内15地区のエリアごとの目標です
---------	--

【対象外とするもの】 ・同一内容で、都筑区、横浜市等から、既に補助金・助成金等を受けている活動
・政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
・特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動

助成内容

◆ 助成額・申請可能年数(①もしくは②のどちらかをお選びください)

① 新たな活動の立ち上げ、既存の活動の拡充：上限10万円

申請可能年数：1年

② 既存の活動の推進：上限5万円

申請可能年数：第3期計画期間内(平成28年度から令和2年度)に限り、
継続申請可能

【対象となる経費】

消耗品費(活動に関わる消耗品や使用する物品)、印刷費(掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代)、通信運搬費(ハガキ・切手代等)、使用料(機材や施設等の使用料)、交通費(団体外部の講師・協力者等への交通費(実費))、謝金(団体外部の講師・協力者等への謝金)、研修費(活動に必要な研修への参加費)、保険料(ボランティア活動保険、行事保険など)

※ 団体の運営費(人件費、事務所維持費等)は原則として助成の対象となりません。

※ 活動が未実施の場合や申請時と変更になった場合、申請書に虚偽など不正な内容が記載されていた場合、精算報告がなされなかった場合、余剰金が生じた場合などは、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

※ 申請総額が助成上限額を上回った場合は、審査の上、減額となる場合があります。

◆ 助成対象期間

令和2年4月から令和3年3月まで

申請方法【郵送での受付】

◆申請受付期間

令和2年4月20日(月)～5月22日(金) **※今年度は郵送でご申請ください。**

◆申請書類(様式1～4は、本会ホームページからダウンロードできます。)

- (1)助成金申請書(様式1)
- (2)活動計画書(様式2)
- (3)収支予算書(様式3)
- (4)団体概要シート(様式4)
- (5)団体全体の事業報告書(元年度)、収支決算書(元年度)、会員名簿

※活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」「実際に事業を実施したことがわかるチラシ、写真等」を提出していただきます。

※令和元年度から継続申請される団体は、申請時に令和元年度の「活動報告書」「収支決算書」「実際に事業を実施したことがわかるチラシ、写真等」を合わせてご提出ください。

◆提出先(問い合わせ先)

都筑区社会福祉協議会 〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3港北ニュータウンまちづくり館内

Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863 E-mail:info@tuzuki-shakyo.jp



審査及び決定

◆「つづき あい基金」助成金審査会において、新規申込団体は書類審査および審査員によるヒアリングを、継続申込団体は書類審査を行い、本会会長が交付の決定を行います。

※新規申込団体は活動内容について説明できる方1名以上、審査会へ出席をお願いします。
(審査会は6月中旬開催予定。申請団体には別途お知らせします)

◆選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表

◆交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報は除きます。)

◆活動内容を、広報よこはま都筑区版、都筑区社協広報紙「しゅんらん」や区役所・本会ホームページ等に掲載させていただく場合がございます。

◆交付を受けた団体には、助成期間終了後に、活動の効果や活動したことによって見えてきた課題、その後の取組(活動がどう広がっているか)など、活動の成果を発表いただきます。(発表方法については別途ご案内します。)

活動の実施あたって

◆「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

(第3期都筑区福祉保健計画推進バージョンのマスコットキャラクター「つづき あい」の画像)

